

1 基本理念（素案）

本市には、長い歴史の中で培われてきた文化的土壌があり、広範で創造性に富んだ芸術文化活動が市民各層にわたって行われている。また、地域文化に根ざした様々な学習・交流活動も活発で、優れた文化活動の伝統の継承がなされ、人々に感動や生きる喜びをもたらし、豊かな人生を送るうえで大きな力となっている。

こうした中で、新しい文化会館は、舞台芸術を中心とした市民の多様な文化活動の拠点として、また、市民が集い、繋がる、交流の場として整備する。

○新しい文化会館の基本理念

「 ささ 育てる たか 高める 」

未来につなぐ芸術文化の拠点

「文化会館は、舞台芸術を中心とした市民の多様な文化活動を支え、未来の担い手を育み、芸術・文化性を高め、人々が集い、交流し、未来につなぐ芸術文化の拠点を目指します。」

II 整備の基本方針（素案）

- 1 市民の舞台芸術を中心とした多様な文化活動を支えるため、様々な目的に対応する現代的な機能を備える、活動の拠点として整備する。

舞台芸術をはじめとする様々な文化活動に必要な現代的機能を備え、市民の多様な活動を支えることで、文化活動がさらに活性化され、新たな芸術文化への創作意欲が高まる。

- 2 未来を担う子どもたちを育て、次代につなぐ市民主体の芸術文化活動を一層促進するため、練習や公演の場として必要な機能を備え、創造の拠点として整備する。

様々な芸術文化活動の日常的な練習や公演の場所を整備することで、子どもたちを含む全ての世代の活発な創造の輪がひろがり、次代につなぐ市民主体の芸術文化活動が一層促進される。

- 3 市民の芸術・文化性を高めるため、国内外の優れた舞台芸術等に触れることができる、鑑賞の拠点として整備する。

音楽、演劇、舞踊などの優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供することで、感動や生きる喜びをもたらし、感性の伸長による芸術文化のレベルアップが図られる。

III 目指す施設の方向性（素案）

- 1 音楽・舞台芸術をはじめ多様な市民の文化活動を支える施設
 - ・響きが良く、様々な音楽、舞台芸術、講演会等に対応するホール
 - ・多様な舞台芸術に対応する十分な広さと設備のある舞台 など
- 2 演奏者や演者が使いやすく、機能性の高い施設
 - ・舞台とりハーサル室、楽屋等との動線に配慮した配置
 - ・機能的で安全性の高い舞台機構、音響、照明等の設備 など
- 3 児童生徒をはじめ、全ての世代の芸術文化活動の発表ができる施設
 - ・多人数の合唱や吹奏楽等の発表に対応するホールや舞台
 - ・複数の練習室やリハーサル室等の整備 など
- 4 利用者にとって快適な設備・空間を備える施設
 - ・快適なホール座席シート
 - ・ゆったりしたエントランスホール、ホワイエ など
- 5 ユニバーサルデザインに配慮した、誰もが利用しやすい施設
 - ・バリアフリー、ユニバーサルデザインの施設設備
 - ・障がい者が安心して利用できる施設 など
- 6 環境に配慮した、地域資源を活用する施設
 - ・省エネへの配慮、自然エネルギーの活用
 - ・地場産木材の活用 など
- 7 維持管理にかかる経費を抑えた施設
 - ・コンパクトで維持管理が容易
 - ・ランニングコストの低減に配慮 など
- 8 市民参加・協力型の運営を目指す施設
 - ・利用団体等の管理運営への協力
 - ・事業企画等への市民参加協力 など
- 9 周辺の文教施設との機能的な連携や都市景観に配慮する施設
 - ・致道館、アートフォーラム等周辺施設との関係
 - ・歴史的建造物やまち並み景観等への配慮 など

IV 施設計画（素案）

1 施設構成

文化会館は、整備の基本方針に基づき、市民のための活動・鑑賞・創造・交流の拠点を目指し、現代的な機能を備えた施設として計画します。

施設は、必要とする機能や性格から、次の3つの部門で構成し、各部門の機能的な連携に配慮した計画とします。

○ホール部門

市民の活動・鑑賞の場 ⇒ホール・楽屋・ホワイエ・搬入口

○創造交流部門

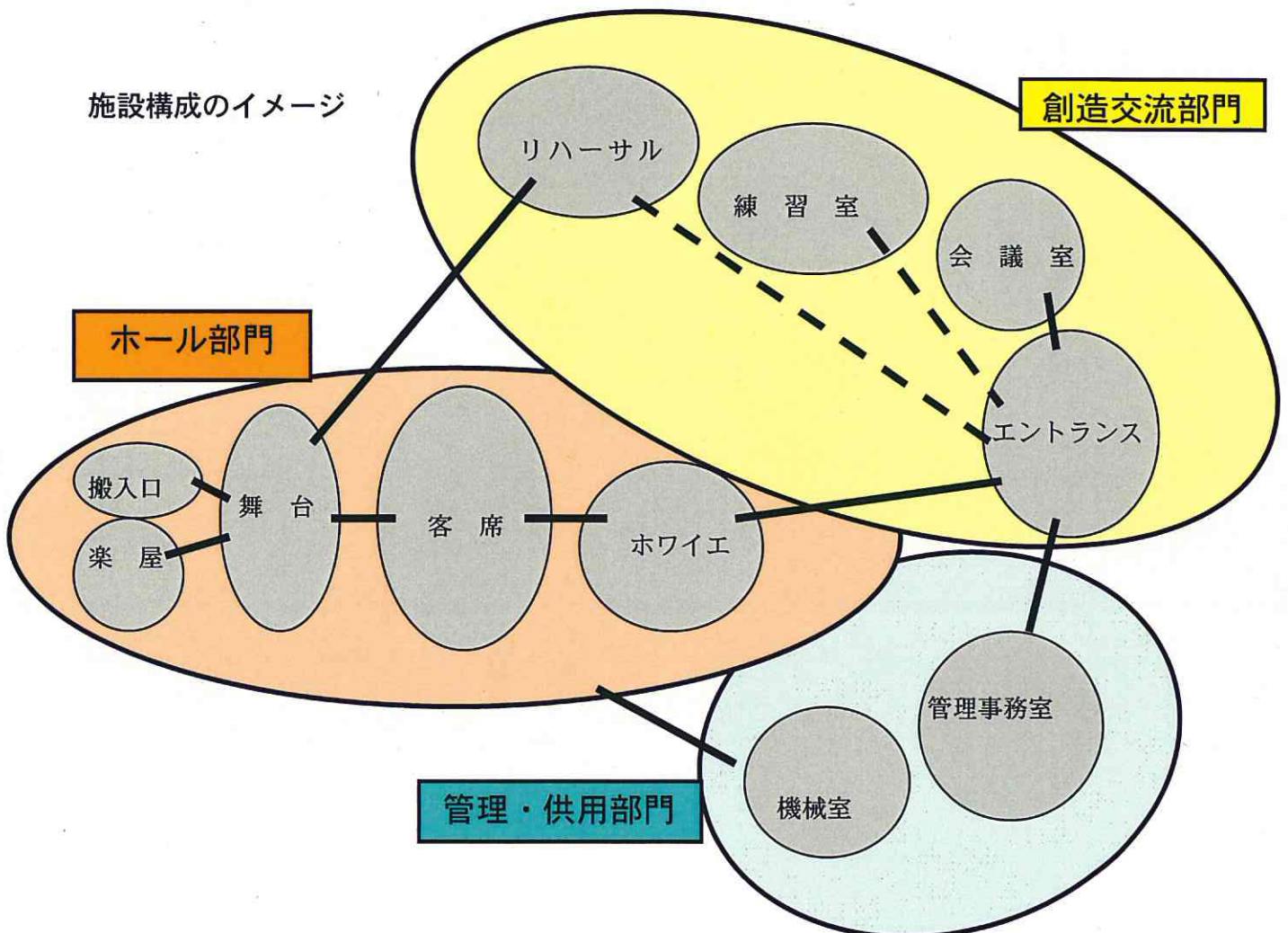
市民の日常的な創造や活発な交流の場

⇒リハーサル室・練習室・会議室・エントランスホール

○管理・供用部門

市民の活動を支える管理の場 ⇒管理事務室・機械室 等

施設構成のイメージ



2 各部門の計画

(1) ホール部門

ホールは、「生の音の響き」を重視し、様々な音楽や舞台芸術をはじめ、講演や式典など多目的に利用できるホールとして計画します。

①ホール客席

客席数は、現在の利用状況や今後の事業運営などを勘案し、1,000～1,200席程度とします。(現文化会館 1,247席)

客席は、見やすさと舞台の一体感を重視し、できるだけ階層を押しえた計画とします。

また、客席イスは、長時間でもゆとりある鑑賞ができる、十分な大きさとし、どの場所からでも見やすい配置や傾斜に配慮します。

車椅子席や介助者席などを設け、だれもが舞台を楽しめるよう配慮します。

②舞台

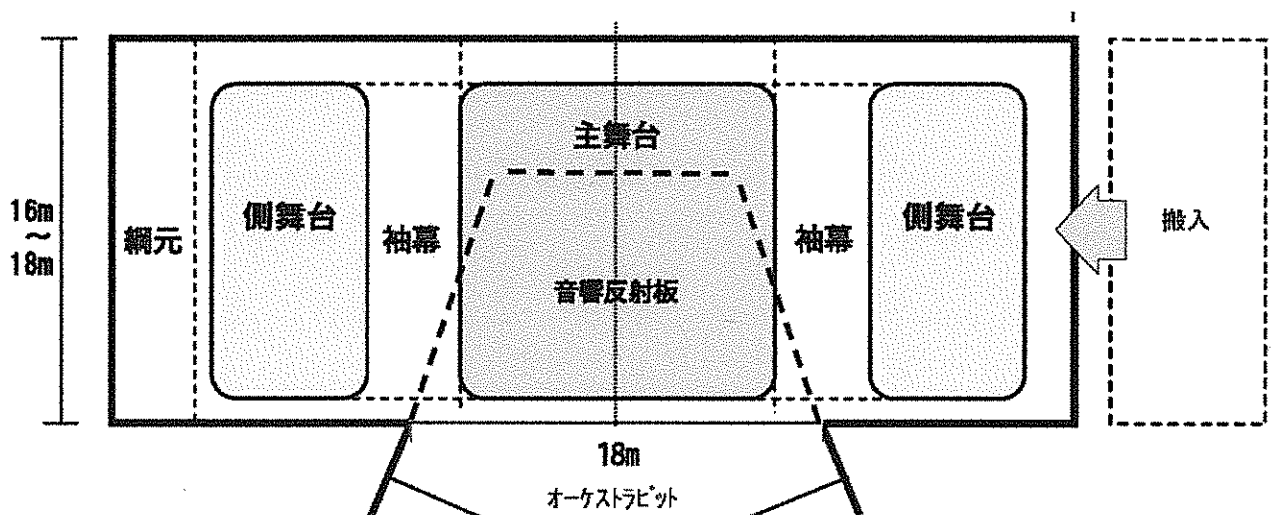
舞台は、多様な舞台芸術に対応するプロセニウム形式(※1)とし、クラシック音楽用として音響反射板を設置します。

十分な広さの主舞台と側舞台を備え、客席前部にオーケストラ・ピット迫りを設けるとともに、脇花道の設置を計画します。

舞台開口：間口18m程度、高さ8～12m程度

舞台奥行：16～18m同程度

舞台面積：上手と下手の袖合計面積を主舞台と同程度確保



③楽屋

楽屋は、できるだけ舞台の近くの同一階に配置し、出演者等の利便性に配慮した動線及び設備計画とします。

楽屋数は6室程度とし、楽屋事務室やラウンジの設置も検討します。また、会議室などを臨時の楽屋として使用できるよう配慮します。

④ホワイエ

ホールでの公演等の休憩時間に、ゆったりと休める空間を演出するとともに、人びとの交流空間としても位置づけ整備します。

また、公演後の演者との交流や舞台演目などを紹介する展示コーナー、ミニコンサートなどの実施ができるよう検討します。

なお、ホールの利用がないときには、市民の日常的な交流の場としての活用についても検討します。

⑤搬入口

季節風が強い土地柄であり、悪天候での搬出入に苦勞してきた経過があることから、天候に左右されず、大型トラック等から直接、楽器や舞台道具等の搬出入が可能なトラックヤードを配置します。

また、トラックからの荷物の積み下ろしが容易になるよう、高さにも配慮します。

⑥倉庫（その他）

ピアノの保管には、十分なスペースと温度や湿度の管理が重要であるため、専用の保管庫を配置します。

また、舞台設備などの保管のため、道具迫りや備品庫などの配置を検討することにしますが、大きさや配置場所など舞台美術関係者からの意見を参考にします。

(2) 創造交流部門

①リハーサル室

舞台公演のリハーサルだけでなく、日常的な練習や発表など多目的に使用できるような設備を整え、舞台からの動線に配慮した配置とします。

また、広さの目安として、オーケストラのリハーサルが舞台と同じ配置で可能になるよう考慮します。

②練習室

多様な舞台芸術の日常の練習場所として、防音機能や鏡などを備えた大小2室の練習室を設置します。

また、舞台芸術の練習以外にも、会議や小規模な打合せなどでも利用できるよう配慮します。

③会議室

日常的な会議や打合せ等のため、大小2室程度の会議室を配置します。また、臨時的に楽屋として使用することも想定して整備します。

④エントランスホール

開場までの時間を屋内で待つことができるよう、エントランスホールを設け、情報コーナーの設置や市民に開かれた場所として活用を図ります。

また、地元ゆかりの音楽家などを紹介する資料展示コーナーなどの設置も検討します。

(3) 管理・供用部門

①事務室

管理運営に必要なスタッフの執務スペースを確保します。

また、管理スタッフ用の控室なども必要に応じて検討します。

②機械室・その他

機械室や設備スペースなど、施設の維持管理に必要な諸室等を配置します。

また、環境や維持管理費軽減のため、自然エネルギーをはじめとする省エネルギーのシステム導入を検討します。

※ トイレは、女性用と男性用の比率を考慮し配置するとともに、障がい者はもとより誰でも利用できる多目的トイレ(オストメイト対応)も配置します。

3 施設規模

施設規模は、下表のとおり各部門の必要な面積に供用部分（廊下や階段など）を加え、おおよその延床面積を7,500㎡程度とします。

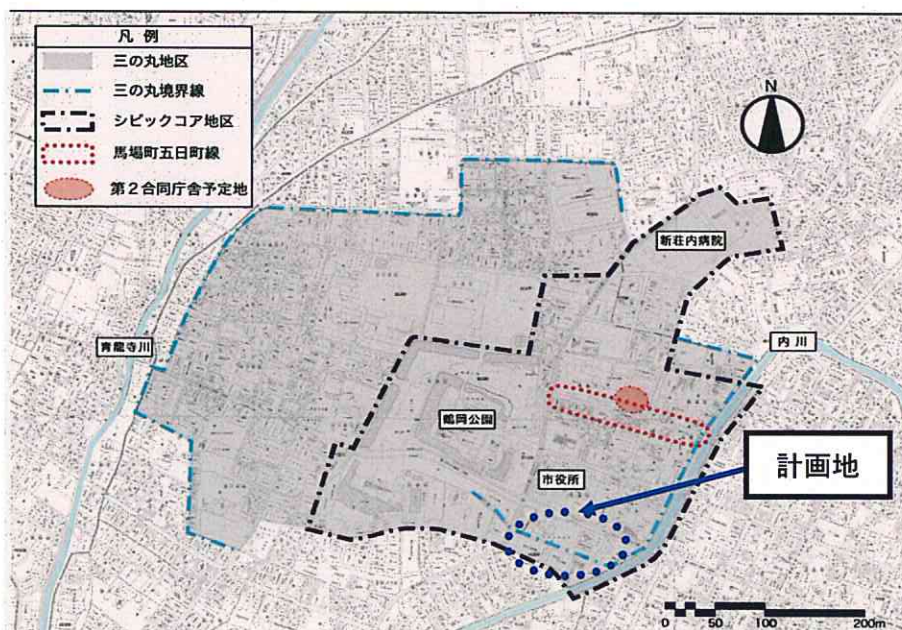
部 門	必要な施設		面 積
ホール部門	ホール	客席・舞台	4,000㎡
	楽屋	楽屋（小3室・中2室・大1室）	
	ホワイエ		
	搬入口		
	アーティストラウンジ、親子席、倉庫 等		
創造交流部門	リハーサル室		1,300㎡
	練習室（小2室・大1室）		
	会議室（小1室・大1室）		
	エントランスホール		
	託児室 等		
管理・供用部門	管理事務室		2,200㎡
	機械室		
	階段・廊下・トイレ 等		
合 計			7,500㎡

V 景観に対する配慮（素案）

計画地は旧致道館に隣接し、東側には内川が流れ、南側には金峰山・母狩山を望む、鶴岡市の中心市街地地区となっています。

この地区は、官公庁施設を核とした中心市街地の整備計画である『鶴岡文化芸術交流シビックコア地区整備計画』の地区内であることや『鶴岡市景観形成ガイドプラン』で重点地区と位置づけられてきた経過があり、平成19年7月に策定した『三の丸地区の景観まちづくりガイドライン』により景観整備の指針が定められています。

また、平成20年5月に策定した『鶴岡市景観計画』の地域別方針により、主な集客施設・公共施設は、景観向上の先導的な役割を果たしていくこととされています。



(三の丸地区の景観まちづくりガイドラインより)

計画を進める上で配慮が必要と思われる6項目を挙げる。

- ① 金峰山・母狩山への眺望
(都市計画道路「荒町日枝線」)
と市役所前からの見え方
- ② アートフォーラムからの景観
- ③ つるその橋からの景観
- ④ 鶴岡公園からの景観
(致道館との関係)
- ⑤ 内川との関係
- ⑥ 周辺文教施設との関係



VI 運営計画

1 基本的な考え方

運営計画の検討にあたっては、基本理念及び整備の基本方針に基づいた事業運営を効果的・効率的に実践できる組織や体制づくりが重要と考えます。

具体的な管理運営計画については、次年度以降、施設の基本・実施設計作業時期と合わせて、市民及び芸術文化団体等の意見も参考にしながら、検討を行います。

○市民や芸術文化団体等の参画

文化会館の運営は、行政側の考え方だけによるものではなく、市民や芸術文化団体など利用者の視点からの提案や協力が必要不可欠と考えます。

「使い勝手のよい、市民に親しまれる文化会館」にするためには、管理運営計画の検討過程で市民や芸術文化団体などから積極的に関わっていただき、利用者の目線による意見や提案を取り入れながら計画づくりを進めていく必要があります。

また、文化会館では、貸し館業務だけでなく、鑑賞事業や創造事業などの新たな自主事業を展開することから、運営体制を検討するなかで市民参加・協力型の運営方法についての検討を行います。

○事業の運営

・貸し館事業

最新の舞台設備のホールや機能的な練習室などを備えることで、様々な芸術文化活動が可能となることから、利用方法の細かなルールづくりや利用目的別の適切な料金設定などが必要となります。

また、市民の日常的な芸術文化活動を支援していくため、費用負担の軽減や利用時間、予約方法など、利用しやすく柔軟な運営が可能となるような運営システムを検討する必要があります。

・自主事業（鑑賞・創造事業）

優れた音楽や舞台芸術などの鑑賞機会を提供する鑑賞事業や、日常的な練習、交流活動といった創造事業などについて、文化会館の自主事業として積極的に取り組んでいく必要があります。

こうした自主事業について、市民ニーズを的確に捉えて円滑に事業を実施していくためには、運営体制の整備が必須であり、市民や芸術文化

団体などが運営スタッフとして参加できるような仕組みを検討していく必要があります。

2 運営体制や組織

近年の公立文化施設の管理運営については、市が直接運営する方法と指定管理者へ委託する方法のいずれかとなっています。本市では、平成18年度から、文化会館の管理運営に指定管理者制度を導入し、財団法人鶴岡市開発公社を指定管理者として、施設の管理を委託しています。

新しい文化会館の管理運営については、これまでと同様に、市の直営による運営ではなく、指定管理者制度による民間活用を基本とした運営を目指していくとともに、芸術文化団体なども参画できるような運営のあり方を検討していく必要があります。